

2022 年度秋田大学派遣交換留学生 募集要項

注 意 事 項

現在、全世界のいずれの国・地域も外務省「海外安全ホームページ」上の危険情報及び感染症危険情報「レベル2：不要不急の渡航はやめてください。」又は「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」に該当しています。



【海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

※留学先の国・地域を選択し、危険情報及び感染症危険情報どちらも確認してください。

全世界で新型コロナウイルス感染症がまん延する中、秋田大学として海外渡航を伴う留学を積極的に推奨するものではありませんが、派遣期間が9か月以上の海外渡航を伴う留学については、留学先国・地域が感染症危険情報レベル2又は3という極めて危険な状況であることを十分に理解した上でもなお強い留学の意思があり、かつ保護者の同意を得られる場合のみ認めるものとします。

ただし、秋田大学が海外渡航を伴う留学を認めた場合であっても、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、留学直前又は留学中に、渡航の中止や延期、あるいは日本への帰国を勧告する場合があります。

なお、留学前のワクチン接種については、任意であり強制ではないという前提の下、保護者や本人の意思を尊重した上で、可能な限り推奨します。

また、一部協定校は新型コロナウイルス感染症の影響により交換留学プログラムを中止している、あるいはオンラインプログラムのみ実施している場合があるため、交換留学希望者は、留学希望先協定校の交換留学プログラムの実施状況について、事前に国際課に相談してください。

上記取扱いは2022年1月時点のものです。今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・netを確認してください。

1. 目 的

秋田大学（以下「本学」という。）と大学間国際交流協定及び学生交換の覚書を交わしている海外の大学に留学することにより、十分な学修の成果が期待される本学の学生を、1年以内の期間で派遣又はオンラインにより留学することを目的とする。

※部局間国際交流協定校に留学を希望する学生は、各所属学部・研究科に相談すること。

2. 留学期間

2022年4月1日～2023年3月31日開始の留学で、1年以内

※海外渡航を伴う9か月未満の留学については、本募集要項公開時点で秋田大学として認めていないものの、応募・選考に差し支えはない。ただし、海外渡航を伴う9か月未満の留学を秋田大学が認めない限り、候補者として選出された場合でも、留学することはできない。なお、オンライン留学については、本人が希望し、留学先大学が認める場合は9か月未満であっても可能。

3. 応募資格

- (1) 応募時から留学終了時まで本学の学部又は大学院の正規課程に在籍している者
- (2) 留学期間終了後、速やかに本学に帰学し、学業を継続する者
- (3) TOEIC400点以上の英語力を有する者で、かつ、協定校が定める交換留学生の資格（語学要

件、学年等：別紙協定校リスト参照）を有する者

- (4) 留学の目的及び計画が明確で、留学の成果を学習や進路に活かす意思がある者
- (5) 学業成績が優秀な者
- (6) 留学に関し、保護者からの同意を得て、「国際交流協定に基づく派遣交換留学に係る誓約書」及び「新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航についての誓約書」を提出できる者（本要項最後尾に参考として添付）
- (7) 帰国後、留学説明会への参加や本学に在籍する留学生的の支援など、本学の国際化に積極的に貢献する意欲のある者

4. 募集派遣先大学

本学と大学間国際交流協定及び学生交換の覚書を交わしている海外の大学
（別紙協定校リスト参照）

5. 必要応募書類

- (1) 秋田大学派遣交換留学申請書（所定様式）：1 通
- (2) 指導教員による推薦書（所定様式）：1 通（厳封）
ただし、指導教員と学生の交換留学希望先大学の窓口教員が同一の場合、指導教員以外の教員（選修主任等）に作成を依頼すること（窓口教員は別紙協定校リスト参照）。また、指導教員が決まっていない場合には、本学の専任教員で被推薦者をよく知る教員に作成を依頼すること。
- (3) 直近の成績証明書と GPA：各 1 通
最新の成績が記載されているもの
GPA は a・net から入手可能
- (4) 語学能力証明書：1 通
語学資格試験の写し又は外国語科目担当教員による所見（任意様式）等
必要な語学資格試験・要件等については、別紙協定校リスト参照
- (5) 「1 1. 秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業【予定】」を希望する場合；
往路に要する国際線の航空運賃の見積書
- (6) 「1 2. JASSO 奨学金【予定】」を希望する場合；
 - ・ JASSO 家計基準適確性判定に係る質問事項（所定様式）
 - ・ 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の直近の源泉徴収票もしくは確定申告書の写し
 - ・ 受給している全ての奨学金の採用決定通知等の写し

6. 応募書類提出先及び書類提出期限

派遣先大学の申請期限の 2~3 ヶ月前までを目途に、必要書類を国際課 留学生交流・支援担当に提出すること（派遣先大学により申請期限が異なるので、不明な場合は国際課 留学生交流・支援担当へ確認すること）。

特段の理由なく、指定された期日までに全ての必要書類が提出されない場合は、選考対象とならない。

7. 選考等

(1) 選考

高等教育グローバルセンター国際交流部門会議部門員及び交換留学希望先大学の窓口教員が書類審査と面接を行う。面接の日程はメールで通知する。

(2) 決定・通知

高等教育グローバルセンター国際交流部門会議は、派遣交換留学生候補者を決定する。選考結果及び諸手続き等についてはメールで通知する。

(3) 留学の最終決定

派遣交換留学生候補者は、派遣先大学が定める応募書類を作成し、派遣先大学に提出する。派遣先大学から入学許可書が発行されたら、候補者は、ただちに所属学部・研究科学務担当に「留学届」を提出するなどの必要な手続きを行う。正式な派遣交換留学生としての決定は、所属学部・研究科の教授会等での承認による。

(4) 応募時に語学要件を満たしていない場合

応募時に交換留学希望先大学の語学要件を満たしていない場合でも、派遣交換留学に応募することができる。ただし、該当学生は語学要件を満たすまで「仮決定」とする。交換留学希望先大学に応募書類を提出するまでに語学要件を満たせば、派遣交換留学生候補者となることができる。

当該学生は、定められた期日までに、所定の語学資格試験結果を国際課 留学生交流・支援担当に提出しなければならない。語学要件を満たさなかった場合、仮決定が取り消され留学することはできない。

8. 留学中の身分

留学期間中の本学での在籍身分は、原則として「留学」とする。

(1) 単位認定について

所属学部・研究科の定めるところにより、留学中に取得した単位を本学における単位として認定を申請できる。単位認定については、所属学部・研究科が判断するため、必ずしも留学中に取得した全ての単位が本学の卒業・修了に必要な単位として認定されるとは限らない。応募前に所属学部・研究科の教職員に相談し、綿密な履修計画を立てること。

(2) 授業料

派遣期間中は、本学に授業料を納付する。派遣先大学の授業料は不徴収となる。

(3) 派遣期間

派遣期間は、本学の卒業に必要な在学期間として算入される。

9. 派遣交換留学生候補者資格の取消・辞退

(1) 派遣交換留学生候補者として選抜された学生であっても、次のいずれかに該当する場合は決定が取り消されることがある。

①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき

②健康を著しく害したとき

③その他、派遣交換留学生候補者として適当ではないと認められるとき

(2) やむを得ない事情により交換留学を辞退する場合には、国際課及び所属学部・研究科の学務担当へ速やかに連絡すること。

10. 海外旅行保険・危機管理サービス「OSSMA Plus (オスマ プラス)」

海外旅行保険及び危機管理サービスについては、原則、OSSMA Plus に加入すること。学生のOSSMA Plus会員登録は秋田大学で行うが、OSSMA Plus登録手続き等は、案内に従い自身で行うこと。なお、利用料及び振込手数料は自己負担とする。

また、派遣先大学の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて当該保険に加入すること。

OSSMA Plus とは：

OSSMA Plus は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（以下、EAJ）が提供する危機管理サービスであり、病気やけがへの備え（治療費用、救済者費用等）としての補償も提供している。本学は、EAJ と契約し、海外渡航中の危機管理対策を行う。学生の渡航情報を管理・把握することにより、有事の際にはEAJを中心に、迅速に安全確保を行う。

参照：<https://emergency.co.jp/service/education/>

1 1. 秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業【予定】

大学間国際交流協定校へ留学する秋田大学派遣交換留学生の中で、特に、国際的な視野を持ち、優れたコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた国際人として通用する人材になることが期待されるとして本学が認めた者に、経済的支援として、往路に要する国際線の航空運賃の一部を助成する。

本事業による支援を希望する場合は、「5. 必要応募書類」により指定する書類を提出すること。

【参考】2021年度支給額：

アジア圏（韓国・中国・台湾・東南アジア）	上限 4万円
アジア圏以外の地域	上限 10万円

1 2. （独）日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度奨学金（「JASSO 奨学金」）【予定】

（独）日本学生支援機構（JASSO）の2022年度海外留学支援制度により、高い専門性を有しながらも分野横断的な視点を持ち、文化的背景の異なる者と連携して社会の課題解決に資することができる高度な問題解決能力を持つ人物を育成する「秋田大学地域課題解決プログラム」として、下記「（2）支給要件」を満たす者のうち選考結果の上位者から順に、予算の範囲内で、下記「（1）支給内容」の対象国への留学を対象とした「①奨学金」及び「②渡航支援金」を支給する。

- ・受給を希望する場合は、「5. 必要応募書類」により指定する書類を提出すること。
- ・本プログラムへの参加を希望する場合は予め国際課へ相談すること。
- ・下記「（2）支給要件」を満たした場合でも、必ずしも支給されとは限らない。
- ・派遣を伴わないオンライン留学の場合、奨学金は支給されない。
- ・2022年度も同様の支援を受けられる見込みだが、変更が生ずる可能性がある。

（1）支給内容

①奨学金（最長1年）

奨学金月額・対象国（予定）

地域区分	奨学金月額	対象国
甲地域	8万円/月	カナダ、スウェーデン、ドイツ、イタリア、イスラエル、フィンランド
乙地域	7万円/月	ルーマニア、フィリピン、韓国
丙地域	6万円/月	台湾

②渡航支援金（16万円）

家計基準

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）が200万円以下

- ・家族構成を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる者が対象。

- ・年金のうち、老齢年金は収入に含む。遺族年金、障害年金は含まない。
- ・養育費は収入に含まない。
- ・他団体から支給される奨学金に渡航に係る費用（航空券代、パスポート申請料等）が含まれている場合、「渡航支援金」へ申請するためには、当該奨学金に含まれる渡航に係る費用を辞退する必要がある。

(2) 支給要件

※JASSO 奨学金の受給を希望する場合の要件であり、秋田大学派遣交換留学の「3. 応募資格」とは異なる。

① 希望派遣先大学の履修科目

「秋田大学地域課題解決プログラム」の目的を達成するために必要な以下の科目を履修すること。

○地域課題の解決に関する科目

高齢者の社会参加、コンパクトシティ、地域の観光資源を活用したインバウンド事業の展開等、近い将来、秋田や日本の他の地域でも起こりうる共通の地域課題の解決策について、現地学生と交流しながら、フィールドワークや交流事業等の演習型の授業及び課外活動に参加することにより、海外の先行事例等を通じて学ぶ。

○派遣先国の言語科目

上記の地域課題解決に関する科目の履修等において、現地での生の声を聞けるよう、派遣先国の現地の言語を学ぶ。

○専門科目

学部等において、地域課題の解決に資する専門知識を学ぶ。

② 最低限の語学水準

希望派遣先大学で語学要件（別紙協定校リスト参照）が設定されていない場合は、「TOEIC 400 点以上、TOEFL (ITP) 435 点以上、TOEFL (iBT) 41 点以上、IELTS 5.0 (Academic Module) 以上」を証明する英語資格試験結果の写し又は外国語科目担当教員による所見（任意様式）を提出すること。

③ その他の要件

○日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）

※日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象とならない。二重・多重国籍者においても、本要件を満たす者は対象となる。

○経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

※JASSO が実施する 2022 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先。

第二種奨学金の家計基準の目安（「在学採用の奨学金の基準」）

https://www.JASSO.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daijaku.html

○在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上 (3.00 満点) である者。なお、前年度の成績がない場合は、選考結果により判定される。

○本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受け、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

※本制度以外の奨学金等を受け、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を

認めない場合があるので注意すること。

※JASSO が実施する「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能。

※JASSO が実施する「給付型奨学金」との併給は認められない。

※「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給は認められない。

1 3. 留学体験記

留学期間中に提出義務のある「留学体験記」は、本学ホームページに掲載される。

<https://www.akita-u.ac.jp/honbu/global/ja/report/>

1 4. 応募書類提出先・問合せ先

秋田大学 国際課 留学生交流・支援担当 （一般教育 1 号館 2 階）

TEL: 018-889-2258 / FAX: 018-889-3012

E-mail: haken@jimui.akita-u.ac.jp

※メールを送信する際には、必ず件名に「派遣交換留学に関して」と入れ、メール本文に所属学部/研究科・氏名を記入した上で、送信すること。

秋田大学長 山本文雄 殿

国際交流協定に基づく派遣交換留学に係る誓約書

見 本

応募時提出不要

私は、秋田大学（以下「本学」という。）の国際交流協定及び同協定に付属する学生交流に関する覚書に基づく派遣交換留学（以下「派遣留学」という。）に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、派遣留学生の資格を取り消され、派遣留学が中止もしくは中断となっても異議を申し立てません。

1. 派遣留学に伴う渡航期間中においては、滞在国の法令、派遣先大学の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
2. 本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。また、渡航期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪等による損害については、本学に対し一切の責任を問わないこと。
3. 派遣先大学が所在する国（地域）の感染症拡大や治安等の状況によっては、本学が留学プログラムの中止・延期又は帰国勧告を決定する可能性があることを了解すること。
4. 派遣留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における派遣留学及び復学手続、単位認定手続き、旅行費用の支払い、保険加入等）については、事前に保護者等の経済的支援者の了解を得たうえで、自らの責任において行うこと。
5. 派遣留学に係る、出発から帰国までの OSSMA Plus に加入すること。また、派遣先大学の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて保険に加入すること。
6. 派遣留学の趣旨を十分理解し、派遣先大学での学業に精励すること。参加する留学プログラムのアドバイザーと十分に相談の上、授業を履修すること。
7. 派遣先大学の休暇期間中に旅行等の理由により派遣先大学を離れる場合は、本学国際課及び派遣先大学の該当部署に届け出ること。
8. 派遣留学前、派遣留学中、派遣留学後は、所定の届出及び報告書を国際課に提出すること。また、派遣留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに国際課に届け出ること。
9. 派遣留学期間終了後は、必ず帰国し本学に帰学すること。
10. 派遣先大学で取得した成績情報等の個人情報については、留学プログラムの運営改善、又は学生の安全を守るために、本学が派遣先大学から提供を受けることに同意すること。

私は、上記記載事項を読み、内容を理解し遵守することを誓います。

見 本

応募時提出不要

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学部/研究科 _____ 学科/専攻 _____

学籍番号 _____

氏名（自筆署名） _____

保護者は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者

氏名（自筆署名） _____

住 所 _____

電 話 _____

続 柄 _____

秋田大学長 山本文雄 殿

新型コロナウイルス感染症の影響下における 海外渡航についての誓約書

見 本
応募時提出不要

私は、留学のために海外渡航するにあたり、留学先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、下記の事項を承諾・厳守することを誓約することをもって渡航を希望します。

記

1. 留学先国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により外務省による感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）又はレベル3（渡航中止勧告）であることを確認し、自らの判断と責任で渡航します。
2. 留学中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの責任として対処します。
3. 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入しています。
4. 留学先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
5. 留学先国・地域の治安や感染症の状況により、留学の中止・延期又は帰国勧告を決定する必要があることを理解し、その場合は速やかに大学の指示に従います。
6. 海外渡航にあたっては、「海外渡航計画書」を大学へ提出し、大学からの承認後に「海外渡航届」を提出した上で渡航します。
7. 裏面「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」を確認し、内容について理解しました。

記入日 令和 年 月 日

学部／研究科／学科／コース _____

学生氏名（自署） _____（学籍番号）

記入日 令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名（自署） _____（続柄 _____）

保護者電話番号 _____

**新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に
指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目**

見 本

応募時提出不要

- (1) 留学先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 留学先国・地域への渡航手段がある。
- (3) 留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (4) 留学中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
- (5) 留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取りべき行動について把握している。
- (6) 留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。
例：
 - ・ 相談できる機関
 - ・ 検査できる機関
 - ・ 受け入れ可能な医療機関
 - ・ 滞在先
- (7) 留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (8) 留学先大学等において留学生の受け入れ体制が取られている。
- (9) 留学先大学等において学修を継続するための防疫措置がとられている。
- (10) 留学先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握している。
- (11) 今後、留学先国・地域において（再）流行した際に取りべき対応をシミュレーションしている。
- (12) 留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できないこと。
- (13) 感染症危険情報レベル2以上（レベル4を除く。）での渡航において奨学金等が支給対象となる今年度の特別措置は、新型コロナウイルス感染症の影響に限定した取扱いであることを承知した。